

『シニアスイッチ』メンバー規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社地域デザインラボさいたま（以下「当社」といいます。）が運営するシニアコミュニティ『シニアスイッチ』（以下「当コミュニティ」といいます。）をメンバーの皆様にご円滑かつ適正にご利用いただくために、メンバーの皆様に遵守いただくべき事項を定めるものです。

第1条（目的）

当コミュニティは、概ね 50 歳以上の方々が安心して交流・学び・情報収集を行い、地域での活躍や今後のキャリア形成に向けたポジティブなマインドセットに資することを目的とし、メンバー制により運営されます。

第2条（定義）

1. 「メンバー」とは、本規約に同意の上、第5条に従いメンバー登録手続を完了した個人を言います。
2. 「利用申込」とは、希望者による本サービスの利用の意思表示を言います。
3. 「メンバー登録」とは、希望者にメンバーの資格が付与されることを言います。
4. 「希望者」とは、本サービスの利用を希望する個人を言います。

第3条（サービス内容）

1. 本規約は、当社が当コミュニティにおいて提供する以下のサービス（以下総称して「本サービス」といいます。）に関して共通して適用されるものとします。
 - 1 当社が開催するサロン等の一切のイベント（以下「サロン等」といいます。）
 - 2 当社からのメルマガ（サロン等の開催案内や地域活動情報等）の配信
2. メンバーがサロン等に参加する場合、入会金とは別に、参加費をお支払いいただくことがあります。
3. 参加費が必要なサロン等については、事前に当社が、当該サロン等に参加を希望するメンバーに対し、都度、参加費を請求します。なお、当社が定めた期限までにメンバーから参加費の入金が確認できない場合にはサロン等への参加を認めません。なお、参加費は、サロン等の内容等に応じて、異なることがあります。
4. サロン等の開催案内は、メール、当社SNS、チラシ等により通知します。
5. メルマガは、メンバーに対し、登録いただいたメールアドレスに配信します。
6. 当社は、本サービスの運営上・利用上の注意等（当社HPに掲載されたものを含みます。）の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を制定することがあります。それらの諸規程は本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合、諸規程の内容が優先して適用されます。
7. 当社は、本サービスの全部または一部を第三者へ委託することがあります。

第4条（メンバー資格）

1. 本サービスを利用するためには、メンバー登録が必要であり、メンバーになるためには、次条に定めるところによりメンバー登録手続を行い、希望者が次の要件を全て満たしたと当社が判断した場合にメンバーの資格が付与されます。
 - 1 利用申込メンバー時点で、年齢が概ね 50 歳以上 80 歳未満であること
 - 2 本規約に同意していること
 - 3 心身ともに健康で、他の利用者と円滑な交流が可能な方であること
 - 4 過去に当コミュニティのメンバー登録をし、メンバー登録の解除をされたことがない方であること。ただし、メンバー登録をすることに問題がないと当社が認める場合はこの限りでない
 - 5 その他、当社の審査の結果、当社がメンバー登録に問題がないと判断した方であること
2. 当社が、希望者が前項各号の要件を全て満たしたと判断した時点で、当社と希望者との間で本規約を内容とする契約（以下「本利用契約」といいます。）が成立するものとします。
3. メンバーは、当コミュニティの利用者がお互いに秩序ある快適な利用ができるよう、本規約および

諸規程の内容に熟知するとともに、法令等を遵守しなければなりません。

第5条（メンバー登録手続）

1. 希望者は、当社に対し、当社が定める方法により利用申込を行うものとします。なお、利用申込を行った時点で、希望者は本規約に同意したものとみなします。
2. メンバー登録手続は以下のとおりとします。
 - 1 希望者は、当社所定の手続にしたがって利用申込を行います。当社は、当該申込を受け付けた後、希望者との間で面談を行います。なお、当社は、当該申込の時点で希望者が前条第1項各号の要件を満たさないと判断した場合、当該希望者との面談を行わずにメンバー登録を拒否することができるものとします。
 - 2 希望者は、運転免許証、運転経歴証明書（2012年4月1日以降発行のものに限る）等の当社所定の本人確認書類を、前号の面談時に持参し、写しを当社に提出します。なお、当社は提出された書類を返還しません。
 - 3 当社は、利用申込時の記載内容、面談の結果等に基づき、メンバー登録可否の判断をします。なお、当該判断は当社の裁量で行われるものとし、希望者は当該判断に対して一切の異議を申し立てることはできません。
 - 4 当社は、希望者のメンバー登録をすることが可能と判断した時点において、希望者に対し、当社が指定する支払期日までに入会金を支払うよう求めるものとします。希望者が、当該期日までに入会金を支払わない場合、利用申込を取り下げたものとみなします。
3. 希望者は、入会申込書に記載した内容が真実かつ正確であることを保証します。

第6条（在留期間のある在留カードにより本人確認をした場合の取扱い）

1. 在留期間のある在留カードを前条第2項第2号の本人確認書類として提示したメンバー（以下「対象メンバー」といいます。）は、在留期間満了までに当社に対し、在留期間が記された資料を提示するものとします。
2. 対象メンバーが、在留期間を経過した場合又は前条に基づく通知をしなかった場合、当社は当該メンバー等に対する第3条第1項第1号に基づくサービスの提供を停止します。
3. 前項の規定にかかわらず、対象メンバーが在留期間更新許可申請又は在留資格更新許可申請（以下、総称して「在留期間更新許可申請等」といいます。）を行っている旨申し出た場合、当社は、対象メンバーが第1項に基づき当社に提示した在留期間の満了日から2か月に限り、第3条第1項第1号に基づくサービスを提供します。対象メンバーは、在留期間更新許可申請等に係る処分がなされた場合、速やかに当社に対して、当該処分内容を提示するものとします。
4. 対象メンバーが当社に提示した在留カードに記載された在留期間を満了した場合、又は前項の場合で、当社に提示された在留期間の満了日から2か月が経過しても在留期間更新許可申請等に係る処分内容が提示されない場合当社は当該メンバーにつきメンバー登録を解除することができるものとします。

第7条（メンバー登録解除）

当社は、メンバーが以下のいずれかに該当したときは、催告および自己の債務の履行の提供をしないで直ちにメンバー登録を解除することができるものとします。なお、解除に伴い、入会金や参加費の返金はいりません。また、当社が被った損害については、メンバーに対して損害賠償の請求ができるものとします。

- 1 本規約又は諸規程の1つにでも違反したとき
- 2 メンバー登録日又はサロン等への最終参加日から3年間、サロンへの参加がなく、当社に登録された住所、電話番号又はメールアドレスによる連絡がとれないとき（当社からの連絡に対して返信等がない場合を含みます。）
- 3 第10条に定める禁止行為を行ったとき
- 4 病気や心身喪失の状態により、本サービスの利用が著しく困難となったとき

第8条（退会）

1. メンバーは退会届（電磁的記録を含む。）を当社に提出することで、いつでも任意に退会することができます。なお、退会に伴い、入会金や参加費の返金はありません。
2. メンバーが死亡したときは、当然にメンバーの資格を喪失し退会するものとし、メンバーの資格の相続・承継は一切認めません。

第9条（通知義務）

1. メンバーは、当社に届け出た住所、氏名、電話番号またはメールアドレスに変更が生じたときは、遅滞なく当社に対し通知するものとします。
2. メンバーが前項の通知を怠ったことにより、メンバーに何らかの不利益が発生しても当社は一切の責任を負いません。
3. メンバーが本条第1項の通知を怠ったため、当社からなされた本規約に関する通知が延着または到着しなかった場合は、当該通知は通常到達するべきときに到達したものとみなします。
4. メンバーの不在等の理由により、当社からなされた本規約に関する通知が保管期間満了により返送された場合は、当該通知は当該保管期間満了時にメンバーに到達したものとみなします。
5. 当社が、メンバーが届け出た電話番号、メールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、メンバーは当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

第10条（禁止行為）

1. 当社は、メンバーがサービスを利用するにあたり、本規約、諸規程のほか次の各号に定める行為を禁止します。
 - 1 他のメンバーへの迷惑行為、誹謗中傷、差別的言動
 - 2 他のメンバー、当社の名誉又は信用を毀損する言動
 - 3 児童ポルノの頒布又は児童虐待を誘引する恐れのある行為
 - 4 他のメンバー、当社又は第三者の特許権、実用新案権、著作権、商標権、意匠権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害するおそれのある行為
 - 5 他のメンバー、当社又は第三者に不利益を与える行為
 - 6 当社の許諾を得ずに自己又は第三者の商品やサービスにかかる営業・勧誘を行うこと
 - 7 宗教的活動等（勧誘行為を含む。）
 - 8 当コミュニティ内での政治的活動
 - 9 違法行為の勧誘、誘発、助長をする行為
 - 10 公序良俗に違反する行為
 - 11 犯罪行為及び犯罪の勧誘、誘発、助長をする行為
 - 12 メンバー資格の譲渡
 - 13 他のメンバー又は第三者になりすまして当コミュニティを利用する行為
 - 14 反社会的勢力に利益を供与し、又は便宜を供与する行為
 - 15 当コミュニティにおいて得た個人情報をも本人の同意なく第三者に提供する行為
 - 16 当コミュニティの運営に必要なサーバに過剰な負担をかける行為並びに同サーバに不正にアクセスする行為及び記録された情報を改ざん・消去する行為
 - 17 コンピュータウイルス等の不正なプログラムを使用し、又は提供する行為
 - 18 当コミュニティの運営のために利用しているソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルする行為
 - 19 当コミュニティの運営を妨害する行為
 - 20 当コミュニティの趣旨に反する行為
 - 21 前各号に準ずる行為
 - 22 その他、他のメンバーに迷惑を及ぼしていると当社が認めた場合等当社が不適切と判断する行為
2. 前項各号に定める禁止行為を行ったメンバーは、当該行為により当社が被った損害相当額（合理的な弁護士費用を含みます。また、直接的な損害のほか、間接的な損害や逸失利益を含みます。）を賠償します。

第11条（免責）

1. 当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、メンバーに対して損害賠償義務を負わないものとします。
2. メンバーは、自己の責任において本サービスを利用するものとし、当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、本サービス利用に伴う事故・怪我等について、一切の責任を負いません。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. メンバーは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）
 - 2 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 3 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 4 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 5 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. メンバーは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、メンバーが次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、メンバー登録を解除することができます。
 - 1 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - 2 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - 3 第2号各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4. 前項の規定によりメンバー登録が解除された場合には、メンバーは、当社に対し、解除により生じた損害を賠償します。
5. 第3項の規定によりメンバー登録が解除された場合には、メンバーは、解除による損害について、当社に対し何らの請求もすることができません。

第13条（不可抗力）

1. 火災、停電、天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当社の合理的支配が及ばない事由等の不可抗力を原因として、本サービスが停止し、メンバーへサービスの提供ができなくなった場合、これによりメンバーに損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（本サービスの提供の休止）

1. 当社は、下記の事項に該当する場合には、メンバーに通知することなく本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
 - 1 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと当社が判断した場合
 - 2 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事中やむを得ない場合
 - 3 火災、停電、天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合

- 4 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
 - 5 その他、当社が運営上休止する必要があると認めた場合
2. 当社が前項の規定に従いサービスの提供を休止する場合、メンバーは、当社に対し、本サービスの休止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をすることができないものとします。

第15条（本サービスの提供の終了）

1. 当社は、メンバーに対し、事前にホームページ又はメールで通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を終了することができるものとします。
2. メンバーは、当社が前項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、本サービスの提供の終了に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。
3. 当社が本条第1項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、同項で定める通知がなされた日が属する月の翌月末日（当社が指定する日があれば、当該指定日）をもって、本サービスの提供は終了するものとします。

第16条（損害賠償）

1. メンバーおよび当社は、本規約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の賠償額は、当該メンバーが当社に支払った入会金等の額を上限とします。当社に損害（間接損害、特別損害、弁護士費用等を含みますが、これに限られません。）が発生した場合、メンバーは当該損害のすべてを賠償するものとします。
2. メンバーは、本サービスの利用に際し、もっぱら自己の責に帰すべき事由により当社及び他の利用者に損害を与えた場合又は他の利用者から苦情が発生した場合には、自らの費用と責任において紛争の解決にあたるものとし、当社には一切迷惑をかけないものとします。

第17条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの利用等を通じて当社および受託者が知り得たメンバーの個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。個人情報の取扱いについては、本規約のほか、当社が定めるプライバシーポリシー（https://www.saitamaresona.co.jp/labtama/util/kojin_jouhou.html）に従うものとします。
2. メンバーは、メンバーの個人情報を当社および受託者が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 1 本サービスをメンバーに対して提供するため
 - 2 本サービスの運営上必要な事項をメンバーに知らせるため
 - 3 本サービスその他当社のサービス等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 4 本サービスの利用状況やメンバーの属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 5 関連サービス（地域活動情報の掲載に関するメール配信を含みます。）や商品の情報を提供するため
3. 当社は、本サービスの提供に関わる業務を受託者を含む第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先にメンバーの個人情報を取り扱わせることがあり、メンバーはあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項及び法令で定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社、および受託先はメンバーの個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - 1 メンバーまたは公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - 2 裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
 - 3 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第18条（その他）

1. 当社は、当社の裁量で、本サービスの料金、支払条件等に関する特典の設定またはキャンペーン等を実施することができるものとします。なお、これらはメンバーに対するサービスの一環として行

- われるものであり、メンバーは当社に対して一切の異議を申し立てることができないものとします。
2. メンバーは、当社ならびに当社の親会社である株式会社りそなホールディングスおよびその子会社が、広報活動に使用することを目的として、当コミュニティの風景等を撮影し、当社SNS等による宣伝活動に使用することに同意するものとします。メンバーは、当社ならびに当社の親会社である株式会社りそなホールディングスおよびその子会社に対して、肖像権その他の権利を行使しないことに同意するものとします。なお、当該撮影時においてはメンバーのプライバシーに十分配慮するものとします。

第19条（権利義務譲渡の禁止）

1. メンバーは、当社の事前の書面による事前の承諾を得ることなく、本利用契約上の地位を第三者に承継させ、または本規約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならないものとします。

第20条（特約事項）

当社がメンバーとの間で、本規約に記載された内容と異なる約定をする場合は、特約事項として別途書面に記載するものとします。

第21条（準拠法等）

1. 本サービスに関する準拠法は、日本国法とします。
2. 本規約に関する一切の訴訟は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（規約の変更）

1. 当社は、理由を問わず、いつでも、個別にメンバーと合意することなく、本規約を変更できるものとします。
2. 本規約の変更は、当社のホームページに掲載する方法又はメール配信する方法により、メンバーに周知するものとします。
3. 変更後の本規約は、前項の周知の際に当社が指定した日付から効力を生じるものとします。
4. 当社は、本規約の変更が効力を生じる日まで相応の期間をもって第2項の周知を行うよう努めるものとします。
5. メンバーが、本規約の変更日以降に本サービスを利用した場合は、本規約の変更に同意したものとみなされます。

以上

【付則】

1. 本規約は、2026年9月25日から施行するものとします。
2. 本規約の改定は、必要に応じて当社が行うものとします。
3. 本規約の施行に関し、必要な事項は当社が別に定めます。
4. 当社が本規約を改定した場合には、メンバーは、改定日以降、改定後の本規約に従うものとします。